

令和 8 年 7 月 1 日

平塚市長 落合 克宏

放置禁止区域内等に放置されていた自転車等を保管したので、「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第 13 条第 4 項に基づき、次のとおり告示する。

記

- 1 移動理由 「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第 9 条第 3 項に規定する放置禁止区域内に放置されていたため。又は同条例第 12 条第 4 項に該当するため。
- 2 移動年月日 令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日
- 3 保管自転車等台数 自転車 59 台
原動機付自転車 0 台
- 4 保管場所 平塚市纏自転車等保管場（平塚市纏 1 - 40 - 21）
- 5 保管期間 告示の日から 2 か月間
- 6 受取方法
(1) 開場時間 月曜日～土曜日（祝日を含む）、午後 1 時～午後 5 時
年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く
(2) 受取場所 保管場所と同じ
(3) 受取に必要なもの
自転車等の鍵
本人確認書類
（運転免許証・学生証・個人番号カード等）
自転車等保管料（自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円）
- 7 受取のない場合の措置
保管期間経過後は「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき処分する。
- 8 保管場の連絡先 0463 - 34 - 3133

まちづくり政策部交通政策課

電話 0463 - 21 - 9840（直通）

以上